

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 - 1. 通達事項（別紙）
- 報告

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 - 1. 総務委員会報告
 - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
 - 3. 各委員会報告
 - 4. その他
- 議題
 - 1. 教員人事（別紙）
 - 2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総A2号）
 - 3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正（総A3号）
 - 4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総A4号）
- 教員人事の内容

准教授	提案	3件
	報告	1件

計4件

[総務委員会]

委員 会 関 係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教 育 研 究 経 費 委 員 会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教 養 教 育 評 価 委 員 会

学 生 委 員 会

三 鷹 国 際 学 生 宿 舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

総務委員会議事要旨(案)

日 時：2023年5月18日(木) 13:15～13:54

場 所：Zoom会議

出席者：53名

I. 総務委員会議題(総務委員会議決事項)

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

2. 学内委員会委員等の委嘱について

研究科長から、資料(総B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

3. 受託研究、共同研究等の受入について

研究科長から、資料(研B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

○ 報告

1. 寄附金・学術指導の受入について

研究科長から、資料(研B2号)に基づき報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

4. 各委員会報告

○ 議題

1. 教員人事

2. 2023年度女性人事加速サポート人事マネジメント支援プログラムの申請について

○ 教員人事の内容

准 教 授	提 案	2 件	
教 授	提 案	2 件	計 4 件

以上

議題及び資料

-
- 01 学内外情勢 総長
- (資料1) 学内外情勢
-
- 02 本学の情報システムを利用する全構成員を対象とする情報セキュリティ教育の実施 今泉理事
- * 報告**
- (資料2) 本学の情報システムを利用する全構成員を対象とする情報セキュリティ教育の実施について(依頼)(学内限り)
-
- 03 情報セキュリティに関するポータルサイト作成 今泉理事
- * 報告**
- (資料3) 情報セキュリティに関するポータルサイト作成について(学内限り)
-
- 04 令和5年度夏季の休業状態実施方針 今泉理事
- * 報告**
- (資料4) 令和5年度夏季の休業状態実施方針
-
- 05 その他 渡部執行役
- (1)「研究契約締結」及び「公募研究への応募」に際しての注意とお願い
- (資料5) 「研究契約締結」及び「公募研究への応募」に際しての注意とお願い
-
- (2) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想(ロードマップ2023)の策定に係る公募 齊藤理事
- (資料6) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ2023」の策定に係る公募について(通知)
-

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大 学 院 総 合 文 化 研 究 科	(略)				(略)				
	広域科学専攻自然 体系学講座生物化 学分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限 りとし、再任の場合の 任期は2年とする。	広域科学専攻自然 体系学講座生物化 学分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限 りとし、再任の場合の 任期は2年とする。	
					広域科学専攻自然 体系学講座植物生 理学分野	助 教	5年。ただし、 令和12年3月 31日を超える ことはできな い。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期 は令和12年3月31 日を超えることができ ない。	
	(略)				(略)				
(略)				(略)					

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：分野の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行			改 正		
(略)			(略)		
第2条 講座に次に掲げる分野を置く。			第2条 講座に次に掲げる分野を置く。		
専攻名	講座名	分野	専攻名	講座名	分野
(略)			(略)		
広域科学専攻	(略)		広域科学専攻	(略)	
	自然体系学講座	(略)		自然体系学講座	(略)
		生物化学分野			生物化学分野
					植物生理学分野
(略)		(略)			

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行						改 正					
(略)						(略)					
別表						別表					
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)						(略)					
大学院総合文化研究科	(略)					大学院総合文化研究科	(略)				
	広域科学専攻自然体系学講座生 物化学分野	助教	5年	再任可。ただし、 2回限りとし、再 任の場合の任期 は2年とする。	法第4条第1 項第1号		広域科学専攻自然体系学講座生 物化学分野	助教	5年	再任可。ただし、 2回限りとし、再 任の場合の任期 は2年とする。	法第4条第1 項第1号
	(略)						広域科学専攻自然体系学講座植 物生理学分野	助教	5年。ただし、 令和12年3 月31日を超 えることはで きない。	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任後の任期は令 和12年3月3 1日を超えるこ とができない。	法第4条第1 項第1号
(略)						(略)					
(略)						(略)					

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。